

# 最近の廃棄物行政について

令和5年度法令講習会  
(一社)岐阜県産業環境保全協会



令和5年11月29日  
岐阜県環境生活部 廃棄物対策課

# デジタル原則を踏まえた廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の適用に係る解釈の明確化

環境省から「デジタル原則を踏まえた廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の適用に係る解釈の明確化等について(通知)」(令和5年3月31日付け環循適発第23033125号・環循規発第23033110号環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長及び廃棄物規制課長通知)が発出され、排出事業者が行う廃棄物の処理が適正に行われていることの確認方法として、デジタル技術を活用した確認も可能であることが示された。

# 排出事業者の処理状況の確認とは

法第3条第1項及び第12条第7項において、排出事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならず、その産業廃棄物の処理を他人に委託する場合には、処理の状況に関する確認を行い、最終処分が終了するまでの一連の処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるように努めなければならないこととされている。

その処理の状況に関する確認にあたっては、

- 処理を委託した産業廃棄物の保管状況や実際の処理工程等について処理業者とコミュニケーションをとりながら確認を行う
- 公開されている情報について不明な点や疑問点があった場合には処理業者に回答を求める

など、法に基づき適正な処理がなされているかを実質的に確認することが重要

# 岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例の運用通知の改正

当該確認の方法については、廃棄物の処理が適正に行われていることを実質的に確認することができると認められるのであれば、実地に赴いて確認することに限られず、デジタル技術を活用して確認することも可能である。デジタル技術を活用した確認の方法としては、例えば、電磁的記録による許可内容や帳簿等の情報の確認、オンライン会議システム等を用いた処理施設の稼働状況や周辺環境の確認、情報通信機器を使用して産業廃棄物処理業者への管理体制の聴取を行うことなどが考えられる。(令和5年3月31日付け環循適発第23033125号・環循規発第23033110号環境省通知)

これを踏まえ、岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例(以下「適正処理条例」という。)の運用通知の一部を改正  
(令和5年9月14日付け廃対第295号)

# 適正処理条例第18条第1項

## (処理を委託する場合における確認等)

産業廃棄物排出事業者は、県内産業廃棄物の処理を産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者(以下これらを「処理業者」という。)に委託しようとするときは、規則で定めるところにより、当該委託しようとする処理業者が当該委託に係る県内産業廃棄物を処理する能力を備えていることを確認しなければならない。ただし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第三百号)第六条の九第二号、第六条の十一第二号、第六条の十三第二号及び第六条の十四第二号に規定する基準に適合すると認められた者に委託しようとするときは、この限りでない。

# 適正処理条例施行規則第9条第1項

(県内産業廃棄物の処理を委託する場合における確認の方法)

条例第十八条第一項の規定により規則で定めることとされている県内産業廃棄物の処理を委託する処理業者が当該県内産業廃棄物を処理する能力を備えていることの確認は次に掲げる方法により行う。

- 一 産業廃棄物収集運搬業者に委託しようとするときは、当該産業廃棄物収集運搬業者の収集運搬車両、機材、容器及び積替え保管施設を**実地に調査**し、その結果を記録すること。
- 二 産業廃棄物処分業者に委託しようとするときは、当該産業廃棄物処分業者の処理施設を**実地に調査**し、その結果を記録すること。

## 適正処理条例第18条第1項の趣旨

産業廃棄物排出事業者は、その排出する産業廃棄物の運搬又は処分(以下「処理」という。)を処理業者に委託しようとする場合は、廃棄物処理法第12条第6項又は第12条の2第6項で定める基準によることとされているが、委託契約書の締結など書面による確認だけであり、処理能力のない処理業者に委託し、不適正処理に至っている事例も見られる。このため本項では、産業廃棄物排出事業者に対し、処理施設の実地調査により、委託先の処理能力を確認することを義務付けたものである。

# 適正処理条例第18条第1項の解釈・運用

改正箇所：朱書き下線

確認方法は、規則第9条で規定するとおりである。なお、同条中の「実地に調査」については、実地に赴かずデジタル技術を活用して調査することを含めてよい。ただし、デジタル技術を活用した調査については、実地調査の代替手段として認める趣旨であることから、実地調査と同等の内容を確認する必要があり、電磁的記録による許可内容や帳簿等の情報の確認の他、オンライン会議システム等を用いてリアルタイムで処理施設の稼働状況や周辺環境の確認を行うこと、情報通信機器を使用して産業廃棄物処理業者への管理体制の聴取を行うことなどが必要となる。



# 改正のポイント

- デジタル技術を活用した調査は、あくまで「実地調査」の代替手段（規則改正はしていないため、実地調査の原則は変わらない）
  
- 採用する場合は、以下の点の確認が必要
  - ① 電磁的記録による許可内容や帳簿等の情報の確認
  - ② オンライン会議システム等を用いてリアルタイムで処理施設の稼働状況や周辺環境の確認
  - ③ 情報通信機器を使用して産業廃棄物処理業者への管理体制の聴取

# 改正のポイント

- 処理状況の定期的な確認(条例第18条第2項)についても同様の考え方

## 条例第18条第2項【解釈・運用】

本項の「処理状況の定期的な確認その他の方法」とは、原則として毎年1回以上委託した産業廃棄物について、適正処理が行われていることを実地に調査(デジタル技術を活用した調査を含む。)し、その結果を記録しておくことなどをいう。

# オンライン申請に関する取り組み

県ではコロナ禍において接触や密集を避けるため、行政相談や行政手続のオンライン化など行政のDX推進が喫緊の課題となっています。

県では、行政手続のオンライン申請について、統一感のあるサービスを県と県内市町村で協力して整備に取り組んでおり、廃棄物関連分野においても、随時、対応可能なものについて、オンライン申請の取り組みを進めています。

# オンライン申請の取組みの現状

□産業廃棄物管理票(マニフェスト)交付等  
状況報告

⇒令和3年4月1日から運用開始

□県外産業廃棄物搬入届出

⇒来年度から運用開始予定

# PCB廃棄物の処理について

PCB廃棄物は定められた期限までに処分しなければなりません。

期限内の早期処理にご協力をお願いします。



処理対象物		処理施設	処分期間
高濃度PCB廃棄物	変圧器、コンデンサー等	JESCO豊田事業所	R4. 3. 31
	安定器・汚染物等	JESCO北九州事業所	R3. 3. 31
低濃度PCB廃棄物		無害化処理施設	R9. 3. 31

処分期間  
終了

## ○PCB廃棄物に関する県の情報サイト

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/4997.html>

## ○ポリ塩化ビフェニル(PCB)早期処理情報サイト(環境省)

<http://pcb-soukishori.env.go.jp/>

## ○低濃度PCB廃棄物早期処理情報サイト(環境省)

<http://pcb-soukishori.env.go.jp/teinoudo/>



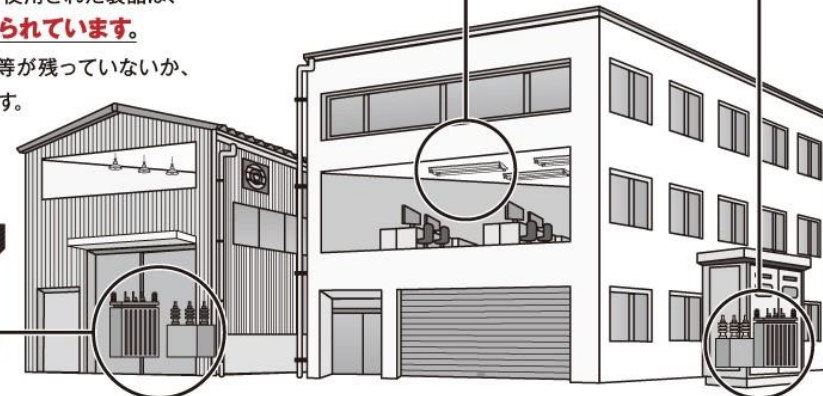
# あなたの会社に PCB廃棄物は 残っていませんか?

古い変圧器やコンデンサー、照明器具の安定器などには、有害なPCB(ポリ塩化ビフェニル)を含んだものがあります。PCBを含む廃棄物やPCBが使用された製品は、**期限内の処分が義務付けられています。**あなたの会社にPCB廃棄物等が残っていないか、今一度、ご確認をお願いします。

**事務所・工場**  
昭和52年3月までに建築・改修された事務所や工場の照明器具の安定器には、PCBが使用されている可能性があります。  
**(家庭用の照明器具にはPCBは使用されていません)**

**電気室・キュービクル**  
昭和28年から昭和47年までに国内で製造された変圧器やコンデンサーには、PCBが使用されている可能性があります

**倉庫**  
倉庫等で長期間保管されたままの電気機器の中に、PCBが使用されたものが残っている可能性があります。



# 清流の国ぎふ憲章

～ 豊かな森と清き水 世界に誇れる 我が清流の国 ～

「清流の国ぎふ」に生きる私たちは、

**知** 清流がもたらした自然、歴史、伝統、文化、技を知り学びます

**創** ふるさとの宝ものを磨き活かし、新たな創造と発信に努めます

**伝** 清流の恵みを新たな世代へと守り伝えます

平成26年1月31日 「清流の国ぎふ」づくり推進県民会議